

活 動 報 告 書 (政務活動費活用分)

報告者 叶内恵子

参加したセミナー：自治体学校 in 福岡 「憲法をくらしにいかす地方自治」

主催：第60回自治体学校実行委員会

7月21日(土) 会場：福岡市民会館ホール(全体会)

①12:00～ 開場・受付開始

②12:30～12:50 歓迎行事

③13:00～13:10 開校あいさつ/地元歓迎あいさつ

④13:10～16:50 記念シンポジウム

「地域・くらしに憲法をいかす」 コーディネーター：九州大学名誉教授 石川捷治

⑤16:50～17:00 次回開催地あいさつ・事務連絡

7月22日(日) 会場：西南学院大学(分科会)

⑥9:30～16:00 分科会・講座

分科会5 地域循環型経済と地域づくり

コーディネーター：中央大学経済学部 八幡一秀

⑦16:30～18:00 ナイター企画

まち研交流会～住民の手で地域の未来を切り拓いていこう

7月23日(月) 会場：福岡市民会館ホール(全体会)

⑧9:30～11:45 特別講演

「くらしの現場で国民主権をまもろう」講師：久留米第一法律事務所：馬奈木昭雄弁護士

⑨11:00～11:15 休憩

⑩11:15～11:30 参加者感想

⑪11:30～11:45 閉校あいさつ

5月17日(木)

⑧ 9:25～15:30 講義] 地方議員と自治体財政：金崎健太郎

⑨15:50～17:00 演習] 意見交換・質疑応答：金崎健太郎

受講費用：17,000円(別紙領収証あり)

交通費・宿泊費：72,430円(別紙領収証あり)

[調査研究の活動報告]

7月21日

第一部 リレートーク「憲法はいきているか～それぞれの現場から～」

証言①学校給食から見た子どもの貧困

証言②社会保障、とりわけ生活保護を本当の権利にするためには

証言③「沖縄のいま」－平和・環境・人権－憲法と自治の生きる島をめざして

証言④引揚の歴史をとおして平和を考える

証言①は、北九州市の学校給食調理師の現場からの証言。

自治体の方針で給食費未納による給食停止や中学校給食未実施が未だある。一方、子育て支援少子化対策で給食費無償化を実施している自治体もある。

文部科学省調査による平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」は、小学校・中学校とも無償化を実施が76自治体、小学校のみ無償化4自治体、中学校のみ無償化2自治体、計82自治体

1740自治体中82自体が実施。一部無償化・一部補助を実施が424自治体。

証言①は、北九州市の実態から給食費無償化を求めるものであった。

給食費が未納となる家庭が増え始めており、既に、格差社会が顕著になり始めているということを実感する。未納する家庭が悪いのか。未納対策は、そもそもなぜ貧困と格差が起こるのかという社会のありかたという難しい問題から見直さなければならぬように思った。新庄市の場合はどうなっているのか改めて見直す必要があると考えさせられた。

現在、日本の様々な現場で、憲法理念と実際に行われていることとの矛盾点が大きく表われてきている。

証言①～④はその顕著な分野からの証言であった。日本は、貧困や生活苦を個人の責任と捉え、国や自治体が救済する必要が無い、つまり社会保障を国の責任ではないと考えている国民が多いということの意味するのではないだろうかということを考えさせられた。

第二部 特別対談 地域・くらしに憲法をいかす自治体づくり

岡山県真庭市 市長太田昇 × 九州大学名誉教授 石川捷治

対談冒頭、「革新とか保守とかではなく、自立した個人がまとまっていくことが大事であるし、現在という時代はそうであるべきだと思う。議員は政策的な勉強をされた方が良い。勉強して提言ができるようになるべきだ。政策提言をどんどん行うべき。広い意味で自治の勉強をして欲しい。」参加している議員に向ける言葉が胸に刺さった。また、ご自身の市政に対して又市長という立場に対して「権力というのは長期政権となると祭り上げられて、悪いことは言われなくなる。これを気を付けなければならない。」と戒められた。

真庭市の市政の方向は、地域を真に豊かにすること。そのためにもっとも大事にすべきことは、市民一人ひとりであり、その幸せを実現すること。真庭市の主人公は「市民」。そのために、最小の経費で、最大の住民幸福。行政資源の最適配分を行う「行政経営」をしていく組織であり、行政は市民の幸せづくりを

応援する条件整備会社と位置づけている。戦略としては、「里山資本主義」への挑戦である。

民主主義を実現するための真摯な取り組みによって、中山間地域においても、逆転の発想できめ細やかな行政が可能であると実感した。

7月22日（日）

分科会5 地域循環型経済と地域づくり

地域循環型の中小企業振興策として自治体の中小企業振興条例づくりが議論となった。

アメリカ型グローバル資本主義政策からヨーロッパ型人間尊重政策への転換が求められる時代となってきた。ヨーロッパ型人間尊重政策というのは、地域内での資金循環を重視した政策を指し、それは人間を重視する政策を意味する。

人間重視の地域経済社会は、中小企業・中小業者を核とすることで再生を果たしていくことができる。そのためには、地域に根ざした中小企業振興政策の作成が必要とされる。自治体レベルで地域固有の産業集積を前提とし、地域中小零細企業の活力を生かせる地域産業振興計画の策定が求められるのではないかと、その産業振興計画策定のためには、中小企業振興条例が必須である。

ヨーロッパでは「欧州小企業憲章」が制定されており、「小企業はヨーロッパ経済の背骨である」として、まず、小企業のことを第一に考えるということが理念となっている。いわゆる中小企業振興は世界の常識でることが分かった。地域活性化のカギは地域の中小零細企業の振興にある。

7月23日（月）

特別講演 暮らしの現場で国民主権をまもろう

国民主権（地方自治もその重要な柱である）を実現するため、各地でのいろいろな取り組み、たたかひの実例について聴講した。

「地方自治の本旨」は、地域のことは地域で決めるということである。ここで問われている本質は「地域住民による合意形成」である。私たちは「主権者」として、「住民の合意」の形成をいかにして求めていくか、その取り組みの具体的方法と実効性が今問われているのではないだろうか。

自治体は「中立的立場」なのか。同じような場面が新庄市でも多く見られるが、ある自治体で産廃処理場建設反対運動をめぐっての実例で「自治体は（首長は）中立の立場だから反対運動を支持できない」という主張があった。この主張をどう考えるか。住民の立場に立たない首長ではないだろうか。

自治体は住民のために存在しているのであり、住民の生命・健康・生活の安全を護る立場に立つことが当然の存在理由であり、それ以外の立場はない。そして、行政の「説明責任」のあり方については、行政は自ら行う事業や施策について、行政の立場の説明を住民に行い、理解を求めることだと考えている。しかし、それだけであってはならない。私達が生活する近代市民社会において求められているのは「住民の合意の形成」であり、行政の説明はその合意形成に必要な、検討のための資料となるべきデータの提供と合意形成の場の提供である。このことがすなわち本来あるべき意味での合意形成手続である。

